

岩手県議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第2号

岩手県議会基本条例の一部を改正する条例

岩手県議会基本条例（平成20年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の役割及び活動方針)</p> <p>第2条 [略]</p>	<p>(議会の役割及び活動方針)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>(災害等への対応)</u></p> <p><u>第2条の2 議会は、災害等の発生に際し、迅速かつ機動的に対応するための体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 議長は、災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、会議規則で定めるところにより協議又は調整を行うための組織を設置するものとする。</u></p> <p><u>3 議会は、災害等の状況を調査し、県民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ、知事等に情報提供、提言等を行い、及び関係機関に対し要請を行うものとする。</u></p> <p><u>4 災害等が発生した場合の議会の活動方針等については、別に計画で定める。</u></p> <p><u>5 議会は、前項の計画で定めるところにより、その役割を適切に果たすよう活動するものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。